

# 京都府鴨川条例（仮称）

## 素 案

京都府治水総括室



# 目 次

	頁
前 文 .....	1
第 1 総 則	
定 義 .....	3
基本理念 .....	5
関係者の責務 .....	6
第 2 安心・安全の確保	
治水対策の推進 .....	7
適切な森林管理 .....	8
第 3 良好な環境の保全	
土砂の流入防止等 .....	9
良好な景観の形成 .....	12
第 4 快適な利用の確保	
自動車等の乗入れの禁止 .....	14
自転車等の放置の禁止及び処分 .....	15
迷惑行為の禁止 .....	17
第 5 府民協働の推進	
鴨川府民会議（仮称）の設置 .....	20
鴨川府民会議（仮称）からの意見聴取 .....	21
鴨川四季の日 .....	22
府民活動の促進 .....	23
第 6 雑 則	
条例の見直し .....	24
第 7 罰 則 .....	25

## 前文

### 鴨川の歴史と人々の生活

- ・平安遷都以来、1,200年にわたる歴史において、鴨川は常に人々の生活と密接に関わり続けてきた、京都の骨格とも言える河川である。
- ・鴨川の豊富な水は、生活用水等としてさまざまな形で活用されるとともに、茶の湯や染織物など多種多様な水文化を生み、また、その河原に起源を持つ歌舞伎など、世界に誇る日本の伝統文化を育んできた。
- ・一方では、白河法皇が天下三不如意の一つと嘆いたと伝えられるように氾濫を繰り返し、自然の脅威を示して来た。
- ・先人達は、この鴨川に畏敬の念や親しみを持ち、築堤等の治水対策や親水施設の整備に英知を傾けてきた。

### 現在の鴨川

- ・大都市にあって極めて良好な水質と豊かな自然など優れた河川環境を保ち、北山や東山と一体となって京都の都市景観を形作る重要な要素となっている。
- ・水辺は、多くの人々に憩いと安らぎと癒しを与える場所ともなっており、府民はもとより国民共有のかけがえのない財産である。
- ・今日の美しい姿は、鴨川を愛するボランティア団体、住民の自主的な働きによって支えられてきたものである。
- ・今日的課題として、市街化の進展に伴う雨水の地中への浸透量の減少等による健全な水循環の阻害、集中豪雨が頻発傾向にある中での洪水危険性の増大、利用者のマナー低下による迷惑行為や京都らしい落ちついた景観を損なうような構築物の設置などが発生している。

### 進むべき方向

- ・人類が自然の一部であり、同時に自然に手を加えつつ、その恵みを享受する者であるという自覚に立ち、一人ひとりの意識的な活動によって、良好な河川環境を保全するとともに適正な利用の確保に努めることが不可欠。

鴨川を守り、育み、次代に引き継ぐことは、私たちに課せられた重要な責務である。

### 条例の目的

- ・鴨川に関する基本理念を定め、府、府民、事業者及び鴨川の利用者の責務を明らかにするとともに、府民参画と協働により、安心・安全で良好な河川環境の保全と快適な親水空間の実現を図るための方策を進めるため、この条例を制定する。
- ・なお、この条例は、将来にわたり私たちが鴨川と向き合い関わり方を検討する過程において、その合意により条文が見直され、定められるという性格を有し、これからの歴史の中で、京都の営みとともに成長していくものである。

## 【趣 旨】

前文において、鴨川という河川に特化した条例の制定に至った由来、条例の目的及び決意を宣言するものである。

- (1) 1200年にわたる京都の歴史において、鴨川は常に人々の生活と密接に関わり世界に誇る京文化を育んできた、京都の骨格と言える河川であること。
- (2) 現在の鴨川は、大都市にあって清らかな水流を保ち、観光資源、憩いの場として、多くの人々に親しまれており、その反面、様々な今日的課題も発生していること。
- (3) 私たちは、人間と自然との関係を見つめ直し、一人ひとりが鴨川の良好な河川環境を保全し快適な利用を確保することによって、鴨川を守り、育み、次の世代に引き継ぐ責務を有していること。
- (4) 以上のことにかんがみ、安心・安全で良好な河川環境の保全と快適な親水空間の実現を図るための方策を進めることを目的として条例を制定すること。
- (5) この条例は、将来にわたり府民の合意形成の中で、適宜条文の見直しを行い、成長するものであること。

## 第1 総則

### 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 鴨川 河川法(昭和39年法律第167号)第4条第1項の規定により一級河川淀川水系鴨川に指定された河川をいう。
- (2) 高野川 河川法第4条第1項の規定により一級河川淀川水系高野川に指定された河川をいう。
- (3) 鴨川流域 鴨川に雨水が流入する区域をいう。

### 【趣旨】

本条においては、条例全般にわたる用語である、鴨川、高野川、鴨川流域について、その定義を行う。

#### (1) 鴨川

- ・告示日 明治29年9月30日
- ・起点 京都市北区雲ヶ畑中畑町
- ・終点 桂川合流点

#### (2) 高野川

- ・告示日 大正6年3月20日
- ・起点 京都市左京区大原
- ・終点 鴨川合流点

高野川は、鴨川流域の府管理河川であり、水質、治水対策等において鴨川と密接に関連していること、鴨川と同様の公園整備がされている箇所もあり利用面での共通課題が多いことから、鴨川と一体のものと考えて条例の対象範囲とする。

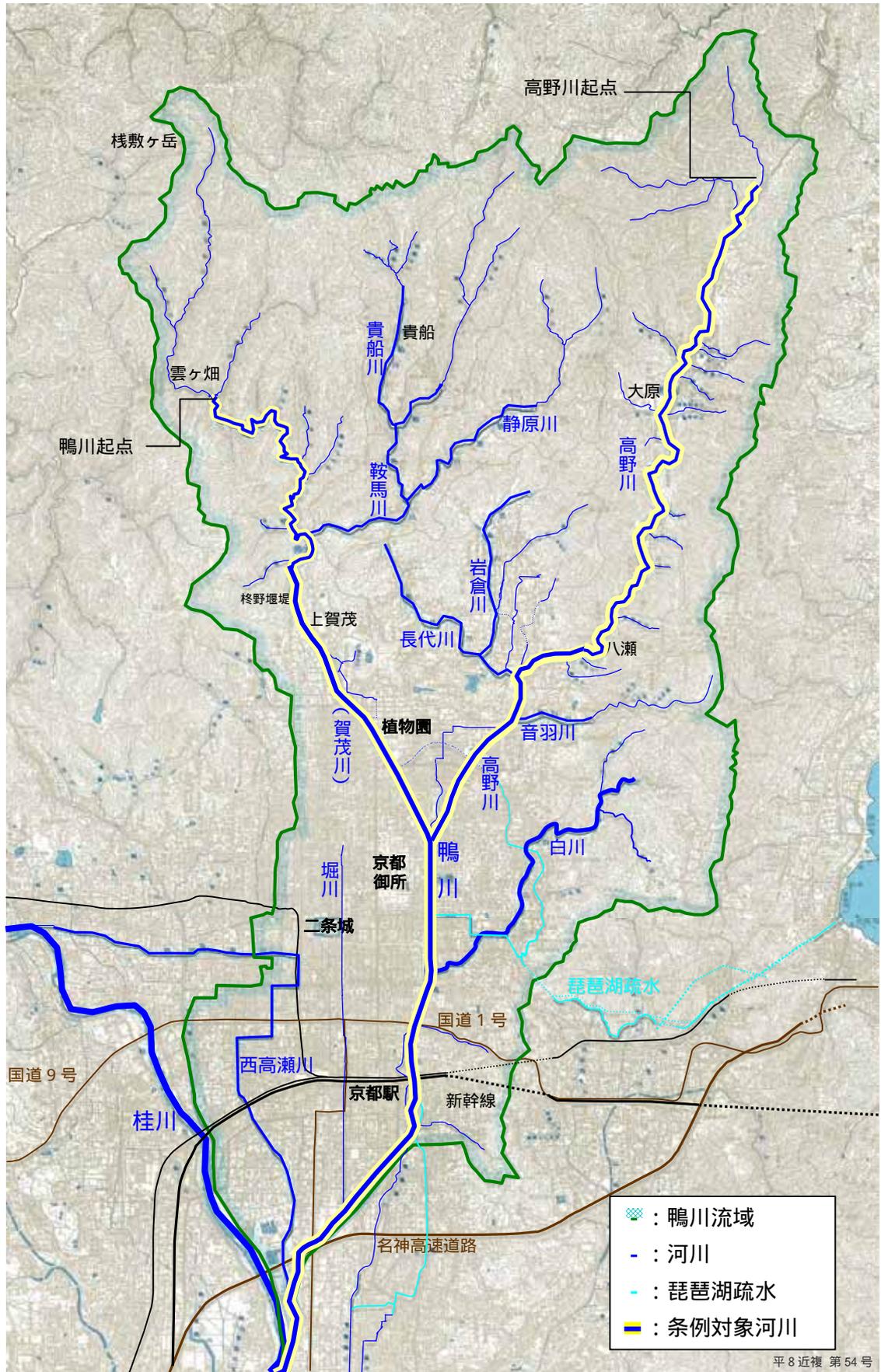
#### (3) 鴨川流域

- ・区域は、次頁図面のとおり。

鴨川流域は、河川区域の範囲外を含む概念である。

環境、景観、利用等の諸課題は流域一体となった取組が必要であるため条例の対象範囲とし、森林管理、府民協働活動の推進等に関する事項を規定する。

# 鴨川流域図



## 基本理念

- 1 鴨川及び高野川（以下「鴨川等」という。）は、府、府民、事業者及び鴨川等の利用者が、鴨川等の有する歴史的文化的価値に関する認識を社会全体で共有するとともに、次に掲げる取組を一体となって推進することにより、その安心・安全で良好な河川環境が保全され、かつ快適な親水空間が実現されなければならない。
  - (1) 安心・安全な鴨川等を目指すための、総合的な治水対策の推進、防災意識の向上を含む防災体制の強化等に関する事。
  - (2) 美しい鴨川等を目指すための、健全な水循環の確保、良好な水質の保全と景観の形成、河川愛護思想の普及啓発等に関する事。
  - (3) より多くの人々から親しまれる鴨川等を目指すための、府民協働による河川管理の推進、自然を愛する心を育む環境教育における河川利用の推進、適正な利用の確保、鴨川等固有の魅力の全国に向けた発信等に関する事。
- 2 鴨川等は、その河川特性に応じて、以下のとおり配慮がされなければならない。
  - (1) 鴨川の高橋及び高野川の三宅橋から上流の区域においては、豊かな森林が鴨川等の水源をかん養していることにかんがみ、森林をはじめとした自然環境の保全に十分な配慮がなされなければならないこと。
  - (2) 鴨川の高橋及び高野川の馬橋から下流の区域においては、公園又はこれに準じるものとしての整備が行われ、かつ、その周辺が市街地で人家に隣接していることにかんがみ、利用者間相互及び周辺住民への配慮に基づいた適正な利用がなされなければならないこと。

## 【趣 旨】

本条例の適用範囲となる鴨川及び高野川について、用語として「鴨川等」と規定する。

治水、利水、防災、環境、景観、利用、府民協働等、鴨川等に関する幅広い課題について関係者が目指すべき基本的な方向性を示すもの。

関係者が、歴史的文化的価値をはじめとする鴨川等固有の魅力に対する共通認識を持ち、安心・安全で美しくより多くの人々に親しまれる鴨川等を目指す旨を明記する。

河川特性に応じた方向性について、上流域（鴨川の高橋、高野川の三宅橋から上流）と中下流域に区分して規定する。

## 関係者の責務

### 1 府の責務

府は、基本理念にのっとり、鴨川等の治水安全度の向上に向けた総合的な治水対策の推進、防災に関する継続的な啓発活動、的確な防災情報の提供、良好な環境の保全、景観の形成並びに適正な利用の確保のため、鴨川等の存する京都市と価値観を共有し、協調しつつ、府民参画の下、必要な措置を講じる。

### 2 府民及び事業者の責務

府民及び事業者は、基本理念にのっとり、防災意識の向上に努めるとともに、鴨川等の良好な環境の保全及び景観の形成に自ら取り組むとともに、府が実施する施策に協力する。

### 3 鴨川等の利用者の責務

鴨川等の利用者は、基本理念にのっとり、利用に当たっては河川の持つ危険性を十分認識し、鴨川等を美しく保ち、他の利用者の快適な利用及び周辺住民の平穏な生活を阻害することがないように努めるとともに、府が実施する施策に協力する。

## 【趣 旨】

鴨川等の関係者の責務について概括的に規定するもの。

府は、河川管理者としての立場を踏まえ、鴨川等の総合治水対策、防災対策、河川環境の保全、良好な景観の形成、適正な利用の確保に努める責務を有する。

また、施策推進に当たり、鴨川等が存する京都市との協調及び府民参画が不可欠であるため、府の責務として規定する。

府民及び事業者は、防災情報の受け手として水害危険度を的確に認識できるよう努めるとともに、自発的に河川愛護活動などの積極的な取組を推進し、河川環境、景観を保全するという責務を有する。また、府の施策に協力する。

鴨川の利用者は、河川自体は自然の物であり、流水や形状自体に危険が内在していることを認識する必要がある。同時に、一人ひとりが、河川を美しく保ち、利用者間、周辺住民への適正な配慮の下で、誰もが快適に利用できるよう意識的に努める責務を有する。また、府の施策に協力する。

## 第2 安心・安全の確保

### 治水対策の推進

- 1 府は、鴨川流域において、雨水の鴨川等への流出を抑制するとともに地下水のかん養による健全な水循環を確保するため、雨水流出抑制施設（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設をいう。）の設置を促すための取組を推進するものとする。
- 2 府民及び事業者は、前項に基づき府が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

#### 【趣 旨】

鴨川等の治水安全度は、最近の集中豪雨の発生状況等を考えると、必ずしも十分とは言えない。

洪水対策を進めるに当たっては、計画的な河川改修はもとより鴨川流域全体の保水・遊水機能の向上など総合的な治水対策に取り組む必要がある。

特に、都市化の進展が著しい鴨川流域においては、地表の宅地化・舗装化により雨水の地下浸透が妨げられているため、透水性舗装や浸透柵等の設置による地中への浸透対策を、京都市との協調の下、推進する必要がある。

また、雨水の地下浸透は、地下水をかん養し自然の水循環を保つ上でも極めて重要である。

このため、降雨時の河川への流出抑制 水循環の再生 を目的として、雨水流出抑制施設の設置を促すための規定を置くもの。

施策の内容については、府の総合的な治水対策推進の中で具体化を図ることになる。

#### 雨水流出抑制施設

- ・雨水浸透施設（雨水浸透ます、雨水浸透側溝、浸透性舗装など）
- ・雨水貯留施設（公園、グラウンド等への貯留、雨水調整池など）

## 適切な森林管理

鴨川流域の森林の所有者は、森林の保水力向上による鴨川等の流量の確保及び洪水時における鴨川等への樹木の流出の防止を図るため、適切な森林の管理に努めなければならない。

### 【趣 旨】

鴨川上流域において、河川周辺の森林に多数の倒木が放置されている。

昭和10年の鴨川大水害においては、流木が橋脚に掛かり溢水を引き起こしたところであり、現在も同様の事態が懸念される。

また、鴨川流域の森林は、貴重な水源を涵養し、たゆみなく鴨川等に水を恵んでおり、四季を通じて鴨川に生きる動植物のみならず、良好な水辺景観の形成にも大きく寄与している。

このように、鴨川流域の森林は、鴨川と深い関わりがあり、鴨川等の治水、利水、環境、景観の保全を図るためには、森林を適切に管理することが求められている。

本条の目的は、

洪水時の流水阻害の未然防止

水源涵養能力を保全することによる鴨川等の平常時の流量確保 である。

森林管理が鴨川等に与える影響について定量的な評価が困難なことから、努力規定とし、罰則は設けないのが適当。

森林管理については、鴨川等の水源確保、健全な水循環の保全、更には自然生態系保全など多面的な観点から、鴨川府民会議（仮称）での検討テーマに上げられるべき。

### 第3 良好な環境の保全

#### 土砂の流入防止等

##### 1 鴨川環境保全区域の指定

知事は、鴨川等に土砂等が流入することを防止することにより、良好な河川環境を保全するため、必要と認められる区域を鴨川環境保全区域として指定することができる。

##### 2 開発行為の届出

(1) 鴨川環境保全区域において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為  
工作物の新築又は改築

(2) 次に掲げる行為は、前項の規定は適用しない。

国又は地方公共団体が行う行為  
前各号に定めるもののほか規則で定める行為

(3) 開発行為変更の届出

開発行為の届出をした者は、当該届出に係る事項のうち規則で定める事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その内容を届け出なければならない。

##### 3 届出行為に関する勧告等

(1) 知事は、鴨川環境保全区域における良好な環境の保全を図るために必要と認めるときは、2(1)又は(3)の規定による届出をした者に対して、当該届出に係る行為について、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(2) 知事は、2(1)又は(3)の規定による届出を行わず、2(1)の行為に着手した者又は2(3)の規定による届出を行わず、同項に規定する事項を変更した者に対して、規則で定めるところにより、報告を求めることができる。

(3) 知事は、前項の規定による報告を受けた場合において、鴨川環境保全区域における良好な環境の保全を図るために必要と認めるときは、当該報告をした者に対して、当該報告に係る行為について、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

##### 4 公表

(1) 知事は、正当な理由なく、3(1)若しくは(3)の規定による勧告を受けた者が勧告に従わないとき又は3(2)の規定による報告の提出を求められた者が報告を提出しないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(2) 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、釈明の機会を与えなければならない。

## 5 立入調査等

- (1) 知事は、3(1)若しくは(3)の規定による勧告、3(2)の規定による報告の徴取又は4の規定による公表のために必要と認めるときは、その必要な限度において、その職員に、鴨川環境保全区域の土地に立ち入らせ、2(1)に掲げる行為の実施状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- (2) 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

## 【趣 旨】

### 規制の目的

- ・ 鴨川上流域は、京都府レッドデータブックに掲載の希少種をはじめ特別天然記念物のオオサンショウウオなど多様な水生生物が生息する、貴重な自然環境が残された地域である。
- ・ 一方、昭和61年頃から複数の事業者が建設残土の堆積や廃材の焼却処理を行い、それら堆積物や焼却灰が鴨川に流入する問題が発生した。
- ・ 京都府は京都市との協力により、業者指導を行い、その後平成4年頃に是正措置が完了した。当時、府としては、土砂等堆積の行為が河川法の適用対象外であったため、行政指導による対応となった。
- ・ しかしながら、鴨川の隣接地において事業活動に伴う土砂堆積は引き続き行われており、その土砂等が降雨等により鴨川に流入し水質悪化など河川環境の変化を招く懸念が存在する。
- ・ ついては、鴨川の自然環境・生態系を保全するため、鴨川の隣接地（民地）における土砂流出を招来するおそれのある行為（土地形状の変更行為、工作物の新築等）について事前届出の制度を創設することとする。

### 規制内容

#### (1)規制の方法

次の行為をしようとする者は、知事に届け出なければならない。

土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為  
工作物の新築又は改築

#### (2)規制の範囲

「鴨川環境保全区域」として指定

- ・ 区 間：鴨川起点から鞍馬川合流点までの区間

鞍馬川合流点より下流は河川保全区域に指定され上記行為は許可制となっているため、鴨川環境保全区域は鞍馬川合流点より上流とする。

- ・ 区域幅：鞍馬川合流点より下流の河川保全区域との連続性も考慮し、今後検討

### (3) 勧告等

#### 勧告

知事は、事前届出があった場合、鴨川への土砂等流入を防止するなど良好な環境の保全を図るために必要と認める場合は、防災工事など必要な措置をとるべきことを勧告する。

#### 公表

知事は、勧告に従わない者及び無届で行為をする者がある場合は、その旨を公表することができる。

#### 立入調査等

勧告、公表等のために必要な限度において、府の職員は土地への立入調査及び関係者への質問をすることができる。

#### 罰 則

同種類別の規定を持つ他の条例等を参考に検討

## 良好な景観の形成

### 1 工作物設置者の景観配慮責務

(1) 府は、鴨川及び高野川の区域(河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。ただし、道路(道路交通法第2条第1項第1号に規定するものをいう。)の用に供されている区域を除く。以下「鴨川等の区域」という。)において工作物を設置しようとするときは、鴨川等の良好な景観の形成に配慮するものとする。

(2) 鴨川等の区域において許可を受けて工作物を設置しようとする者は、鴨川等の良好な景観の形成に配慮するよう努めなければならない。

### 2 鴨川納涼床に関する審査基準の制定

知事は、鴨川納涼床(鴨川右岸の二条大橋から五条大橋の区間において、飲食を提供するために河川法の許可を受けて設置される高床形式の仮設構造物をいう。)に係る許可の審査基準を河川環境の保全に配慮して別に定めるものとする。

### 3 鴨川等の区域に面する地域での景観配慮責務

府は、鴨川等の区域のうち規則で定める区域に面する地域において工作物を設置しようとする者に対し、鴨川等から望む良好な景観の形成に配慮するよう要請することができる。

## 【趣 旨】

景観、利用分野における規制条項の適用対象範囲を「鴨川等の区域」として定義する。

- ・「鴨川等の区域」とは、鴨川及び高野川であって河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。
- ・道路の用に供されている区域は、道路法等の関係法令に基づき道路管理者により管理されているため、規制対象区域から除外する。

景観行政団体である京都市の景観計画において、鴨川及び高野川は景観重要公共施設に指定され、良好な景観の形成に向けた整備のあり方について検討されることとなっている。

本条例においては、鴨川及び高野川の利用者から見た景観の保全を図る観点から、京都市との連携を前提として、次の事項を規定する。

#### (1) 河川区域内における工作物設置者の責務

河川管理者が事業実施に伴い工作物を設置する場合や、河川管理者以外の者が橋梁等の河川法許可工作物を設置する場合等において、設置者は景観に配慮する責務があることを規定

する。

なお、将来的に、京都市と調整の上景観に関するガイドラインの設定を検討する。

(2) 鴨川納涼床の審査基準

鴨川納涼床は、京都の夏の風情を醸し出す歴史的・文化的な構造物であり、将来にわたり鴨川の景観と調和したものとなるよう誘導する必要がある。

鴨川納涼床が河川法による許可工作物であることから、府において、当該許可に際しての、構造、素材、色彩等に関する審査基準を定める。

(3) 河川区域に面する範囲に関する規定

鴨川等は、川沿いの工作物や山並みなどの自然と一体となって、京都の景観を形成しているが、本条例においては、その目的である「良好な河川環境の保全と快適な親水空間の実現」を念頭に置き、鴨川等の河川敷の利用者等から見て間近に視野に入る範囲について規定することとする。

については、河川区域に面した範囲における景観阻害要因（エアコンの室外機、物干し台、看板など）について、府は設置者に対し景観への配慮を要請することができる旨を規定する。

なお、将来的に、京都市と調整の上ガイドラインの設定を検討する。

河川区域に面する範囲で景観配慮を要請する対象区域：規則で定める。

例えば、人家が河川区域に隣接している区間を指定

## 第4 快適な利用の確保

### 自動車等の乗入れの禁止

何人も、鴨川等の区域のうち規則で定める区域に、自動車及び原動機付自転車を乗り入れてはならない。ただし、知事が特別の必要があると認める場合は、この限りではない。

#### 【趣 旨】

年間300万人が訪れる鴨川等の河川敷において、自動車、バイクの乗入れ、走行がなされ、利用者の安全かつ快適な利用が阻害されている。

については、散策路として整備され、多くの人々の憩いの場として利用されている区間について、車両の乗入れを禁止する。

- ・乗入禁止対象車両： 自動車（道路交通法第2条第1項第9号。自動二輪車を含む。）  
原動機付自転車（同法第2条第1項第10号）  
自転車は、禁止対象外

- ・乗入禁止区域：規則で定める。

例えば、

上流端	高橋（鴨川）	松ヶ崎橋（高野川）
	下流端	鴨川終点

#### 罰 則

同種類別の規定を持つ他の条例等を参考に検討

## 自転車等の放置の禁止及び処分

### 1 自転車等の放置の禁止

- (1) 何人も、鴨川等の区域のうち規則で定める区域において、自転車及び原動機付自転車を放置してはならない。
- (2) 知事は、前項の規則で定める区域を明示するために規則で定める標識を設置する。

### 2 放置自転車等の移動、保管

知事は、前記 1 に違反して放置されている自転車等を移動し、保管することができる。

### 3 公示及び返還

- (1) 知事は、前記 2 の規定により自転車等を移動し、保管した場合は、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- (2) 知事は、移動、保管した自転車等を、当該自転車等の所有者その他返還を請求する権原を有する者に返還するため、規則で定めるところにより、必要な措置を講じる。

### 4 処分

知事は、前記 3 (1)の公示の日から 6 月を経過してなお自転車等の返還の請求がない場合には、当該自転車等を処分するものとする。

### 5 費用の徴収

知事は、放置自転車等を移動、保管したときは、規則で定めるところにより、これらに要した費用を当該自転車等の返還を受けようとする者から徴収することができる。

## 【趣 旨】

鴨川等の河川敷において、鉄道駅周辺の区域で約 600 台の放置自転車・原付自転車が見られ、利用者の歩行の妨げとなっている。鴨川等では、高齢者や障害者の方が車椅子で河川敷利用ができるように散策路の整備やスロープの設置をしているにもかかわらず、放置自転車等により車椅子の通行が妨げられるなど、快適な利用が阻害されている。よって、府において放置自転車対策を講ずることとする。

### 1 放置の禁止

放置禁止対象車両	自転車（道路交通法 2 条 1 項 11 号の 2 に規定する自転車） 原動機付自転車（同法 2 条 1 項 10 号に規定する原動機付自転車）
----------	---

「放置」とは、自転車等から離れることにより、当該自転車等を直ちに移動させることができない状態にすることをいう。

放置禁止区域：規則で定める。

例えば、

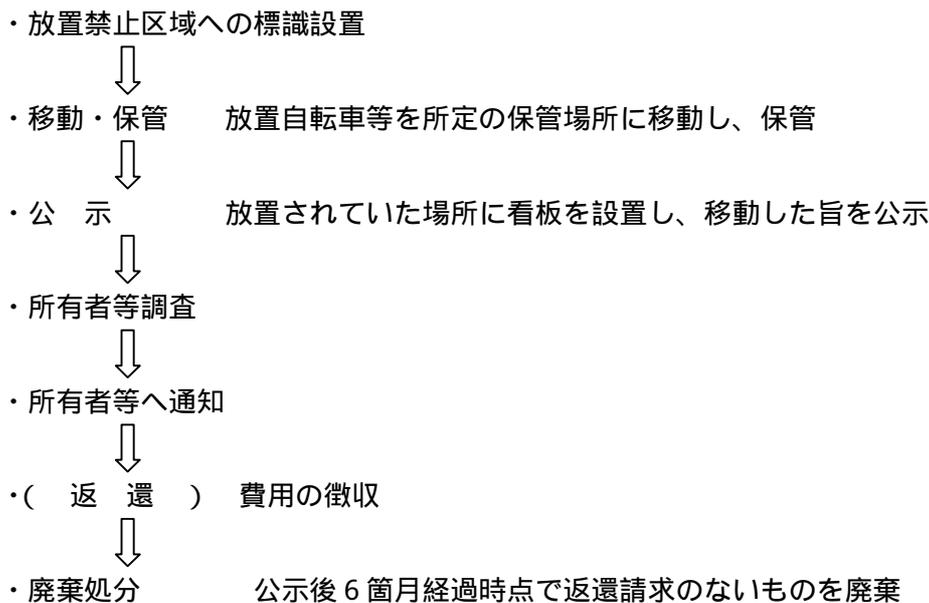
{	上流端 葵橋（鴨川）、御蔭橋（高野川）
	下流端 塩小路橋（鴨川）

放置自転車等の所有者等に対し、「将来当該区域において移動等の規制措置がとられる場合がある」ことを警告するため、当該区域の見やすい場所に標識を設置する。

## 2 放置自転車等の移動、保管、処分

放置禁止区域において、知事は放置自転車等を移動、保管、廃棄することができる。

処分までの手続



費用の徴収

知事は、放置自転車等を移動、保管したときは、これらに要した費用を当該自転車等の返還を受けようとする者から徴収することができる。

徴収額は、同種規定を持つ京都市の例を参考に検討

(参考)京都市自転車等放置防止条例

- ・ 自転車            1 台につき 2,300 円
- ・ 原動機付自転車   1 台につき 4,600 円

## 迷惑行為の禁止

### 1 打上げ花火等の禁止

何人も、鴨川等の区域のうち規則で定める区域において、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火（火薬類取締法施行規則第1条の5第1号イ、ト及びチに規定するものを除く。）を爆発させ、又は燃焼させてはならない。

#### 【趣 旨】

鴨川等のうち、人家と隣接し、かつ多くの人々の憩いの場として利用されている区間において、打上げ花火やロケット花火を打ち上げる行為がなされ、花火が人家に飛び込んだり利用者の身体に危険が及ぶといった問題が発生している。

周辺住民の平穏な生活と河川敷利用者等の快適な利用を著しく阻害する打上げ花火等を禁止する。

- ・ 打上げ花火等禁止区域：規則で定める。

例えば、

{	上流端	高橋（鴨川）	松ヶ崎橋（高野川）
	下流端	鴨川終点	

- ・ 禁止する花火の種類

爆発音の出るもの、打ち上げるもの、飛翔するもの、回転するもの、走行するものを禁止。

\* 手に持つもの、地上に置く台付きの噴火するもの、煙を出すもの、へび玉等については、禁止対象外（火薬類取締法施行規則第1条の5第1号イ、ト及びチ該当）

#### 罰 則

同種類似の規定を持つ他の条例等を参考に検討

## 2 落書きの禁止

何人も、鴨川等の区域に設置されている施設に、みだりに、容易に消去できない方法で、文字、図形その他の描画物を書いてはならない。

### 【趣 旨】

鴨川等に設置された工作物や護岸にスプレー等により落書きをする行為が見られる。

鴨川等の良好な景観を損ね、かつ落書きの消去に府費の投入を余儀なくされており、看過できない問題である。

禁止区域

鴨川等の全区域

罰 則

同種類別の規定を持つ他の条例等を参考に検討

### 3 バーベキュー等の禁止

何人も、鴨川等の区域のうち規則で定める区域において、火気を用いて食材を焼いてはならない。ただし、知事が特別の必要があると認める場合は、この限りではない。

#### 【趣 旨】

鴨川公園柁野地区周辺及び出町三角州において、週末及び祝日を中心に、200～300人規模でバーベキューが行われ、更に、柁野から御池大橋にかけての広い範囲で数十人規模のものも見られ、一斉に立ち上る煙と臭いが付近住民や河川敷利用者に迷惑を及ぼしている。

また、違法駐車、食べ残し等のゴミ散乱、深夜までの騒ぎへの苦情も多数寄せられている。

府として行政指導により禁止を呼びかけてきたが、強制力がないため全く効果がなく、一向に改善が認められない。

毎週末、バーベキューを楽しむ人々の傍らで周辺住民等が悩まされるという構図が常態化しており、放置できない問題である。

バーベキュー禁止区域：規則で定める。

例えば、柁野地区（周辺人家と近接し、大人数が集まる区域）など。

#### 罰 則

同種類別の規定を持つ他の条例等を参考に検討

## 第5 府民協働の推進

### 鴨川府民会議（仮称）の設置

- 1 府は、鴨川等及び鴨川流域における環境の保全、良好な景観の保全、適正な利用の確保及び府民参加をはじめとする諸課題について意見を交換し、取組の方向性を検討するため、鴨川府民会議（仮称）を設置する。
- 2 鴨川府民会議（仮称）は、府、関係行政機関、府民、事業者その他の者により構成する。

#### 【趣 旨】

鴨川府民会議（仮称）の設置目的、基本的性格

- ・本条例の目的を達成するためには、鴨川流域全体における幅広い課題について、関係者が一体となって取組を進める必要があることから、関係者が同じテーブルで問題意識を共有し、解決の方向を検討するために、鴨川府民会議（仮称）を設置する。
- ・鴨川府民会議（仮称）の基本的性格は、府が鴨川等の課題について意見聴取を行うとともに、関係者による合意形成を図るための機関とする。

鴨川府民会議（仮称）の構成員は、鴨川流域の関係者として、府、関係行政機関、府民、事業者、その他の者とする。

構成員は、広範かつ多様な意見を反映するため、公募も含めて今後検討する。

鴨川府民会議（仮称）での検討事項としては、次のものが考えられる。

府民の間で異なる意見が存在するため、その調整を必要とする課題（例として、中州のあり方、河川敷の利用方法）

所管の行政機関が複数にわたるもの、府民レベルでの認識の深まりが期待されるものなど、関係者の連携・協力を必要とする課題（例として、ホームレス、景観、水質、水循環、自然生態系、外来生物に関する事項）

法的規制によらず利用者各人のマナー向上により解決が期待される課題（例として、犬のふんの放置、自転車の走行、球技による利用阻害への対応）

その他、広く会議設置の趣旨に合致する課題

上記の検討の結果、制定後の京都府鴨川条例（仮称）の見直しを必要とするような合意がされた場合は、府は条例改正等の検討を進める必要がある。（第5 雑則参照）

## 鴨川府民会議（仮称）からの意見聴取

- 1 府は、鴨川府民会議（仮称）から、鴨川等及び鴨川流域における環境の保全、良好な景観の形成、適正な利用の確保及び府民参加をはじめとする諸課題に関する事項について意見を聴くことができる。
- 2 府は、前項により聴取した意見を参考にして、鴨川等に関する施策を実施することができる。

### 【趣 旨】

鴨川府民会議（仮称）が府の意見聴取機関であることを表す規定。

府が意見を聴くテーマとしては、例えば次のようなものが考えられる。

- ・ 快適な利用に関する「鴨川ルール」づくり  
（法的規制ではなくマナー向上など府民の合意に基づくルール）
- ・ 河川敷の積極利用に関する提言
- ・ 中州除去など河川内環境に関すること
- ・ 上流域、中流域、下流域ごとの河川モニター制度
- ・ 鴨川等の水と文化に関する研究
- ・ 上流域を保全する森林づくりの活動計画
- ・ 鴨川等の魅力の全国に向けた発信

府は、鴨川府民会議（仮称）での検討結果を参考に、各種の計画策定などを行うことができる。

## 鴨川四季の日

- 1 府は、鴨川等の恩恵に感謝し、鴨川等を大切にすることを育むとともに、鴨川等に関わる自主的、自律的な住民活動を促進する契機とするため、鴨川四季の日を設ける。
- 2 府は、関係行政機関、府民、事業者その他鴨川等と関わる者と連携して鴨川等の歴史と文化に関する理解を深める取組、河川愛護思想の普及啓発及び鴨川固有の魅力を全国に発信する取組その他の鴨川四季の日の趣旨にふさわしい取組を推進するものとする。

### 【趣 旨】

「鴨川四季の日」の設定目的

鴨川等の恩恵に感謝し、大切にすることを育むこと。

自主的自律的な住民活動を促進する契機とすること。

春夏秋冬に応じた取組を展開することにより、鴨川等の四季折々の魅力を全国、世界に発信する機会とする。

事業例としては、次のものが考えられる。

- (1)鴨川等に関わる学術研究や住民活動の発表
- (2)鴨川等を題材にした環境教育の実践発表
- (3)顕彰
- (4)シンポジウム
- (5)その他、鴨川等を利用したイベント

## 府民活動の促進

- 1 府民、事業者その他鴨川等と関わる者は、河川愛護思想の普及啓発、美化活動をはじめとした活動を自主的、自律的に推進するよう努めるものとする。
- 2 府は、前項の住民活動を促進するために、情報の提供、交流機会の設定、学校教育及び社会教育の充実に向けた協力その他の必要な支援措置を講じるものとする。

### 【趣 旨】

鴨川等は、まず住民自らの意識的な活動によって守られ、育まれるものであるという認識に立って、第1項で住民活動の推進に係る努力規定を置く。

府は、その住民活動を促進するために支援をするという立場であり、第2項で府の支援責務を規定する。

府の支援施策例としては、次のものが考えられる。

- (1)鴨川等に関する学習副読本の発行
- (2)河川愛護団体を含む鴨川等に関わる人々の交流機会の創設
- (3)鴨川の歴史・文化に関する発信拠点の設置
- (4)ボランティアによる美化活動への支援
- (5)鴨川基金の創設

## 第6 雑 則

### 条例の見直し

知事は、この条例について、鴨川府民会議（仮称）における検討結果をはじめとした府民の合意形成の状況を踏まえ、適宜見直し等の措置を講じるものとする。

#### 【趣 旨】

「前文」に記述のとおり、この条例は将来にわたり府民参画をととした合意形成の下で、条文追加等を行い成長するものであることから、ここに具体的な条例見直し規定を置くもの。

## 第7 罰 則

罰則の対象は以下のとおりとし、罰則の程度は類似の他条例等を参考に検討

- 1 第2 3（届出行為に関する勧告等）に従わない者
- 2 第3 （自動車等の乗入れの禁止）の規定に違反した者
- 3 第3 1（打上げ花火等の禁止）の規定に違反した者
- 4 第3 2（落書きの禁止）の規定に違反した者
- 5 第3 3（バーベキュー等の禁止）に違反した者

## 素案に記載された以外の検討項目

項 目	検討の視点
ホームレス対策	京都市の福祉施策との連携
河川敷の積極利用のあり方	鴨川の河川特性に応じたゾーニングによる利用を検討
迷惑行為（鳥の餌やりなど）	マナー向上に向けた啓発、住民合意
維持管理流量の確保	低水流量が減少傾向 清流のイメージを守るために瀬切れ防止が必要
水質の保全	流域からの汚濁負荷の軽減
外来生物対策	外来魚による在来種の圧迫、漁業被害の実態把握と実効性ある対策
中州除去のあり方	治水安全と自然保護の両論あり。バランスの取れた管理のあり方